

○電源立地地域対策交付金交付規則

制 定	平成十六年	二月	六日	經濟部 産科学省	告示第二号
一部改正	平成十六年	十二月	十日	經濟部 産科学省	告示第七号
一部改正	平成十七年	三月	一日	經濟部 産科学省	告示第一号
一部改正	平成十七年	九月	二十七日	經濟部 産科学省	告示第五号
一部改正	平成十七年	十二月	二十二日	經濟部 産科学省	告示第七号
一部改正	平成十八年	九月	二十五日	經濟部 産科学省	告示第五号
一部改正	平成十八年	十月	六日	經濟部 産科学省	告示第六号
全部改正	平成十九年	三月	三十一日	經濟部 産科学省	告示第二号
一部改正	平成十九年	十二月	十四日	經濟部 産科学省	告示第九号
一部改正	平成二十年	三月	三十一日	經濟部 産科学省	告示第一号
一部改正	平成二十年	六月	二十七日	經濟部 産科学省	告示第三号
一部改正	平成二十年	七月	三十一日	經濟部 産科学省	告示第五号
一部改正	平成二十年	十二月	一日	經濟部 産科学省	告示第十一号
一部改正	平成二十一年	三月	三十一日	經濟部 産科学省	告示第一号
一部改正	平成二十一年	九月	十四日	經濟部 産科学省	告示第三号
一部改正	平成二十二年	一月	八日	經濟部 産科学省	告示第一号
一部改正	平成二十二年	三月	三十一日	經濟部 産科学省	告示第三号

一部改正	平成二十二年	九月	十三日	經濟部 產科學省	告示第五号
全部改正	平成二十三年	四月	十三日	經濟部 產科學省	告示第一号
一部改正	平成二十三年	九月	二十七日	經濟部 產科學省	告示第三号
一部改正	平成二十三年	十二月	二十七日	經濟部 產科學省	告示第四号
一部改正	平成二十四年	四月	六日	經濟部 產科學省	告示第三号
一部改正	平成二十四年	九月	十四日	經濟部 產科學省	告示第六号
一部改正	平成二十五年	三月	二十九日	經濟部 產科學省	告示第一号
一部改正	平成二十五年	五月	十六日	經濟部 產科學省	告示第二号
一部改正	平成二十五年	七月	三日	經濟部 產科學省	告示第三号
一部改正	平成二十五年	七月	八日	經濟部 產科學省	告示第四号
一部改正	平成二十六年	一月	二十二日	經濟部 產科學省	告示第一号
一部改正	平成二十七年	四月	一日	經濟部 產科學省	告示第四号
一部改正	平成二十七年	十月	十六日	經濟部 產科學省	告示第七号
全部改正	平成二十八年	四月	一日	經濟部 產科學省	告示第二号
一部改正	平成二十九年	三月	三十一日	經濟部 產科學省	告示第二号
一部改正	平成三十年	三月	三十日	經濟部 產科學省	告示第一号
一部改正	平成三十年	九月	二十八日	經濟部 產科學省	告示第四号
一部改正	平成三十一年	四月	一日	經濟部 產科學省	告示第五号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八條第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第七十八号）第七條並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

（通則）

第一條 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）以下「特会法施行令」という。）第五十一條第一項第一号、第八号及び第九号に規定する交付金（同項第八号に規定する交付金については、別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第八号）、核燃料サイクル交付規則（平成二十年文部科学省告示第三十四号）及び原子力発電施設等立地地域整備法（平成二十七年経済産業省告示第二十二号）により交付される交付金を除く。）及び以下「交付金」という。）の交付については、発電用施設周辺地域整備法（以下「整備法」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二條 この規則において使用する用語は、整備法及び整備法施行令並びに特会法施行令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 発電用施設等（原子力発電用施設並びに発電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）以下「電事法」という。）第二條第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。）が設置す

- る地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設
- 二 原子力発電密接関連施設 整備法施行令第三条各号に掲げる施設
- 三 原子力発電密接関連施設 出力に相当するものであって、別表第一の原子力発電密接関連施設
- 四 換算出力 原子力発電密接関連施設の出力に相当するものであって、別表第一の原子力発電密接関連施設
- 五 種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の出力の欄に掲げる数
- 六 事業所一又は二以上の原子力発電密接関連施設の設置の用に供される一の団地
- 七 以下この号において同じ。同一都道府県内における既存の原子力発電密接関連施設の出力（換算出力を含む）
- 八 重要電源開進地点 「電源開進に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）を踏まえ、重要電源開進の円滑な推進を図るために、資源エネルギー庁長官が指定する地点
- 九 隣接市町村 発電用施設等が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村
- 十 ものとして、次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村
- 十一 隣接市町村 隣接市町村に隣接する市町村（所在市町村を除く。）であって、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村
- 十二 発電用施設等所在市町村 所在市町村、隣接市町村又は隣接市町村
- 十三 区域内に含む市町村 原子力発電密接関連施設が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村
- 十四 原子力発電密接関連施設 原子力発電密接関連施設 原子力発電密接関連施設 原子力発電密接関連施設
- 十五 市町村 原子力発電密接関連施設 原子力発電密接関連施設 原子力発電密接関連施設
- 十六 原子力発電密接関連施設 原子力発電密接関連施設 原子力発電密接関連施設
- 十七 水力発電密接関連施設 水力発電密接関連施設 水力発電密接関連施設



- 同じ。)
- 二 発電用施設排水有効利用措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設から排出される温水の有効利用に関する調査に係る措置をいう。以下同じ。）
- 三 発電用施設排水有効利用実証調査等措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設から排出される温水の有効利用に関する実証調査、研修、広報、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置をいう。以下同じ。）
- 四 発電用施設排水影響事業支援措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設の設置が見込まれる地点の周辺地域において行われる種苗生産、飼料供給、研修、試験研究その他の温排水の影響を受ける事業に係る支援措置をいう。以下同じ。）
- 五 発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置（原子力発電施設、地熱発電施設、地熱発電施設若しくは火力発電施設から排出される温水若しくは蒸気の有効な利用を行うための施設の整備又は運営に係る措置（当該措置のために行う温水又は蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置を含む。）をいう。以下同じ。）
- 六 公共施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）
- 七 企業導入・産業活性化措置（発電用施設等所在等市町村の住民が通常通勤することができると当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内のものに限る。以下「事業地域」という。）への企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業、地域の産業関連技術の振興のため、の事業、事業地域に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業その他これらに準ずる措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）
- 八 福祉対策措置（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備又は運営その他の住民の福祉の向上を図るための措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）
- 九 地域活性化措置（地域特有の産品等の開発及び普及その他の地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域における福祉サービスを提供する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、地域住民の生活利便性向上に資する事業並びに地域の人材育成に資する措置（前二号に掲げる措置に係るものを除き、災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）
- 十 給付金交付助成措置（原子力発電供用施設所在等市町村において小売電気事業者等（電事法第二条第

- 業「者」という。又は同法第二十七条の十九第一項に規定する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）の交付（以下「下」から電気の供給を受けている者に対する給付金（以下「原子力立地給付金」という。）の交付（以下「原子力立地給付金交付事業」という。）を行う者に対し原子力発電用施設等所在等市町村において小売電気事業者等からの電気の供給を受けている者に対する費用に充てるための補助金の交付に係る措置をいう。以下同じ。）
- 十一 原子力立地給付金交付事業に要する費用に充てるための補助金の交付に係る措置をいう。以下同じ。
- 十 原子力立地給付金交付事業に要する費用に充てるための補助金の交付に係る措置をいう。以下同じ。
- 一 事業者等からの電気の供給を受けている者に対する給付金の交付に係る措置をいう。以下同じ。
- 2 事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。
- 一 事業費
- (1) 工事費
- (2) 用地費及び補償費
- (3) 調査設計費
- (4) 設備費
- (5) 調査費、広報費及び研修費
- (6) 維持運営費
- (7) 事業運営費
- (8) 附帯雑費
- (9) 補助金
- 二 補助金
- (1) 補助金
- 三 出資金
- (1) 出資金
- (2) 一般事務費
- 四 貸付金
- (1) 貸付金
- (2) 一般事務費
- 五 基金
- (1) 基金
- (2) 一般事務費
- (1) 基金造成費（三号に掲げるものを除く。）
- (2) 事業運営基金
- (1) 施設整備基金

- (3) 維持補修基金
- (4) 維持運営基金
- (5) 一般事務費
- (1) 給付金事業助成費
- (2) 原子力立地給付金助成費
- (3) 給付金加算等助成費
- 一般事務費

第六条 (交付金の算定期間、交付期間及び交付限度額)  
 第四条 発電用施設等所在等市町村若しくは当該市町村をその区域内に含む都道府県又は整備法施行令第八条第二項に掲げる者が行う前条各号に掲げる措置に要する経費に充てるために交付することができ、交付金の算定期間若しくは交付期間は、次条から第十五条までに定める期間とし、交付金の交付限度総額は、次条から第十五条までに定める交付限度額の合計額とする。

第五条 発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができ、毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。

施設	期間	措置	金額
原子力発電施設(出力三十五万キロワット以上のもに限定。ただし、重要電源開発地点又は重要電源促進地点	A	第三条第一項第一号から第三号まで及び第九号(特に必要と認められる場合は、同項第一号から第十一号まで)	毎会計年度一億四千万円。(特に必要と認められる場合は、毎会計年度二億円を限度として加算することができる。ただし、当該加算した金額を合計した金額が五億円を超えないものとする。)
	B	第三条第一項第一号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。(大規模電源地域地点においては十二億三千万円)(特に必要と認められる場合は、毎会計年度十億円を限度として加算することができる。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額





混合酸化物 燃料の加工 施設（整備）	水力発電施設（出力三 十以上）の ワット以上 のものに限 る。また、 重要電源 開発地点又 は重要電源 促進地点に あつてはこ の限りでは い。			上のものに 限る。また、 し、重要電 源開発地点 又は重要電 源促進地点 にあつては この限りで ない。		
F	E	D	A	E	D	
第三号第一 項第一号及 び第九号（特 別）第一号 及び同	第三号第一 項第一号及 び第六号第 一項第十一 号及び第十 一号第一号 及び第十一 号第一号		第三号第一 項第一号及 び第九号（特 別）第一号 及び同	第三号第一 項第一号及 び第六号第 一項第十一 号及び第十 一号第一号 及び第十一 号第一号		
毎会計年度一億四千万円。	毎会計年度四千万円。 促進地点に あつては、 毎会計年度 の交付金の 合計額を合 計した金額 が四億円を 超えないもの とする。		毎会計年度四千万円。	毎会計年度五千万円。	毎会計年度五千万円。 促進地点に あつては、 毎会計年度 の交付金の 合計額を合 計した金額 が五億五千 万円を超え ないものとし る。	



<p>行令第三條        (終棄物放射能)        備分施設</p>	<p>設をいう。施        分を除く。処        と同一の処        び最終処分        最規定する        に規定する        二條第二項        いう。法「最        処分。法「最        以て下七号        百十年(平        二(關する        律(關する        に(關する        の(關する        射性(特        分(中        る(中        号(中        第一項        第二項        第三項        第一號        第二號        第三號)</p>
<p>L</p>	
<p>項第一號        認められ        び第九號        第三條第        第一項第        一號及        必要と        同及</p>	
<p>に(文九毎        掲令献項會        げ和調に計        る元査掲年        第年度を度        二度実る二        種ま施第億        特でした種        定にた場特        放文場合放        射献調は、        性査、射、        廢(每性廢        棄(最計棄        物終年物、        の処年度の        みを分一み        対法第億を        象と二四象        した第千象        た第九円。と        の項。て第</p>	



一と、いう。をを作成した場合にあっては、同法第三条の四第一項の規定により配慮書を経済産業大臣に送付した日をいう。の属する会計年度までの期間（ただし、所在都道府県の知事が原子力発電施設設置に係る意見を留保し、かつ、環境影響評価の開始に係る同意を行う旨を公文書等において明示したときは、発電用施設等の設置の円滑化に資するために特に必要と認められる場合に限り、電事法第四十六条の十九の規定により読み替えて適用される評価法第二十七条に規定する環境影響評価書の縦覧期間が満了した日の属する会計年度までの期間）

二 Bは、Aの終期の翌年度から十年間  
 三 Cは、Bの終期の翌年度から五年間  
 四 Dは、Aの終期の翌年度から五年間  
 五 Eは、Dの終期の翌年度から五年間  
 六 Fは、混合酸化物燃料の加工施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日（過去に立地可能性調査と同等の調査を行っている場合にあつては、当該事業者が所在都道府県に立地の申入れを行った日の属する会計年度までの期間）

七 Gは、Fの終期の翌年度から二年間  
 八 Hは、使用済燃料の貯蔵施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間

九 Iは、Hの終期の翌年度から二年間  
 十 Jは、廃棄施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間

十一 Kは、Jの終期の翌年度から二年間  
 十二 Lは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第六條第一項に規定する文献調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第七條第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度までの期間

十三 Mは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第七條第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第八條第一項に規定する精密調査を開始した日の属する会計年度までの期間

十四 Nは、深地層研究施設に係る所在市町村が行う立地可能性調査の要請を受けて機構が立地可能性調査を開始した日又は機構が所在市町村に対して当該施設の設置若しくは立地可能性調査の申入れを

行つた日の属する会計年度から当該深地層研究施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間

第六条 原子力発電施設等（原子力発電電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。）を除く。以下この条において「対象原子力発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができ、交付金の交付限度額は、対象原子力発電施設等ごとに次のイの算式により算定した金額にロの算式により算定した値を乗じて得た金額に七を乗じて得た金額とする。

イ  $a \times b \times c$   
a は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額

b は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

ロ

此表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

2 対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の原子力発電供用施設隣接市町村及び原子力発電施設隣接市町村の区域における交付金の交付限度額は、当該対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。

3 一の対象原子力発電施設等に係る前二項の交付金は、当該対象原子力発電施設等の設置の工事が開始される日の属する会計年度から当該対象原子力発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

4 主務大臣は、対象原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該対象原子力発電施設等の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であつて、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

5 主務大臣は、第三項及び第四項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

6 市町村合併により、対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があつた場合

であつて、市町村合併の日以前に当該区域内の当該対象原子力発電施設等の着工が確実となつた場合にあっては、当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村の区域とみなして前項までの規定を適用する。

第七条

整備法第二条に規定する地熱発電施設、火力発電施設（沖縄県以外の区域のものにあつては、整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた時点において運転を開始することを予定していた年度までに設置が見込まれるものに限る。）及び水力発電施設（以下この条において「地熱発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができず、交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 当該市町村の区域において一の地熱発電施設等の設置の工事が行われる場合、イの算式により算定した金額若しくはロの算式により算定した金額のいずれか低い金額にハの算式により算定した値を乗じて得た金額（以下この条において「出力等単位金額」という。）又は二の算式により算定した金額のいずれか低い金額（以下この条において「単位金額」という。）に別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額
- イ  $a \times b$
- ア aは、別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に依り、それぞれ同表の中欄に掲げる金額
- イ bは、当該地熱発電施設等の出力をキロワットを単位として表した数

ロ 当該地熱発電施設等の予定建設費  $\times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4}$

ハ 当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費

当該地熱発電施設等の予定建設費

ニ  $\left\{ (2.2 \times a - \beta) (1 + \gamma)^n \times \frac{4}{3} + A \times \frac{1.4}{100} \right\} \times \frac{1}{4}$

αは、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度（以下「基準会計年度」という。）における当該市町村の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十一條の規定により算定した基準財政需要額

βは、基準会計年度における当該市町村の地方交付税法第十四條の規定により算定した基準財政収入



額  
 γは、地方交付税法第六条の二第二項に規定する普通交付税の総額の基準会計年度以前五年間の年平均均伸び率  
 nは、地熱発電施設及び火力発電施設である場合にあっては五（石炭を主たる燃料とするものである場合にあっては六）、水力発電施設である場合にあっては七  
 Aは、当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費（建物の建設に係るものに限る。）  
 二 当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合、次のイからハまでに掲げる地熱発電施設等ごとに、それぞれイからハまでに定める金額の合計額  
 イ、当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であつて、最初に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「一号機」という。） 前号に定める金額  
 ロ、当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であつて、二番目に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「二号機」という。） 次の算式により算定した金額  

$$(B - C) \times t_1 + D \times t_2$$
 Bは、一号機に係る出力等単位金額と二号機に係る出力等単位金額の合計額又は二号機について前号の算式により算定した金額  
 Cは、一号機の設置の工事が開始される日から一号機の設置の工事が終了する日（その日が当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日からそれぞれ別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ同表の下欄に掲げる数を年を単位として表した期間を経過した日（以下「係数経過日」という。）より遅い場合にあっては、一号機に係る係数経過日）又は二号機に係る係数経過日のいずれか早い日までの期間を年を単位として表した数  
 Dは、二号機の単位金額  
 t<sub>1</sub>は、二号機の設置の工事が開始される日から一号機の設置の工事が終了する日（その日が当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日からそれぞれ別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ同表の下欄に掲げる数を年を単位として表した期間を経過した日（以下「係数経過日」という。）より遅い場合にあっては、一号機に係る係数経過日）又は二号機に係る係数経過日のいずれか早い日までの期間を年を単位として表した数  
 t<sub>2</sub>は、二号機の単位金額  
 ハ、三番目以降に設置の工事が開始されるものロの算定方法に準じて算定した金額  
 前項に定める金額が、次の各号に掲げる場合に同じそれぞれ当該各号に定める金額に満たない場合には、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域における交付金の交付

- 一 限度額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。
- 二 当該地点が一の市町村の区域に属する場合は、五千五百万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、四千万円）
- 三 当該地点が二又は三の市町村の区域に属する場合は、四千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、八千万円）を当該市町村の数で除して得た金額
- 三 出力が五千キロワット以上の市町村の区域に属する場合は、一億一千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の前項の場合において、当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われ、その他の地熱発電施設等に係る金額については、一号機に係る金額について前項の規定を適用して得た金額、その他の地熱発電施設等に係る金額について、前項中「五千五百万円」とあるのは「四千四百万円」と、「四千円」とあるのは「八千八百円」と、「八千万円」とあるのは「六千四百万円」と読み替えて同項の規定を準用して得た金額の合計額とする。
- 四 地熱発電施設等（水力発電施設を除く。以下この項において同じ。）が設置される地点が属する市町村の隣接市町村及び隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村及び隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。
- 五 一の地熱発電施設等に係る前四項の交付金は、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該地熱発電施設等に係る前四項の設置の工事が終了する日が属する会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。
- 六 主務大臣は、地熱発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該地熱発電施設等の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であつて、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。
- 七 主務大臣は、第五項及び第六項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。
- 八 市町村合併により、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があつた場合であつて、市町村合併の日以前に当該地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に於ては、当該区域内の地熱発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用する。

第八条 原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）が設置される地点が属する一の市町村の区域に対して交付することができない交付金の交付限度額は、別表第五の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができない交付金の交付限度額は、前項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

齋藤ト菅河ト力密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積

齋藤ト菅河ト力密接関連施設の施設床面積

3 原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県の区域に対して交付することができない交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設が設置される地点が属する全ての市町村の区域（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあつては、当該交付限度額と同額）とする。ただし、当該交付限度額には、第一項の交付限度額は含まないものとする。この場合において、当該交付金は、当該都道府県の区域での事業に要する経費に充てるものとする。

4 一の原子力発電密接関連施設に係る前三項の交付金は、当該施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該施設の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

5 主務大臣は、原子力発電密接関連施設の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該施設の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であつて、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができ、

6 主務大臣は、前二項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

第九条 一の原子力発電密接関連施設所在等都道府県に対して交付することができない当該原子力発電密接関連施設所在等都道府県の区域に含まれる一の市町村に係る毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる算式により算定した金額に十二を乗じて得た金額と当該金額のうち



ていた原子力発電用施設を含む。)が廃止されたことに伴い、(1)又は(2)の a が減少し、当該割増単価が前会計年度の割増単価を超える場合にあつては、前会計年度の割増単価とする。)

$$(1) \quad \Gamma + 0.5 \times \Gamma^{\text{D}}$$

a は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電用施設(市町村合併の日以前に着工が確実になつたものを含む。)の基準日の属する月の前々月の末日(当該原子力発電用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあつては、当該廃止の日)における設備能力の合計出力  
 b は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている昭和五十六年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日(当該原子力発電用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあつては、当該廃止の日)における設備能力の合計出力

$$(2) \quad (\Gamma + 0.5 \times \Gamma^{\text{D}}) \times (\Gamma + 0.5 \times \Gamma^{\text{C}})$$

a 及び b は、それぞれ(1)に定めるところによる。  
 c は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている平成四年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日(当該原子力発電用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあつては、当該廃止の日)における設備能力の合計出力  
 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(\Gamma + \text{D} \times \Gamma^{\text{D}}) \times \alpha$$

C は、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電灯需要家の数(ただし、契約使用期間(需給契約上あらかじめ電気を使用できる期間を設定した場合の当該期間をいう。)を有する契約種別により小売電気事業者等から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあつては、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数)とする。  
 D は、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電力需要家の契約電力を

キロワットを単位として表した数（ただし、契約使用期間を有する契約種別により小売電気事業者等から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者において、原子力立地給付金の交付対象者を単位として表した数に、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）の合計数とする。

α は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times I) \times \alpha$$

ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

α は、ロに定めるところによる。

β は、ロに定めるところによる。

$$(A + D \times I) \times \alpha$$

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times I + D \times I) \times \alpha$$

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

α は、それぞれロに定めるところによる。

β は、それぞれイに定めるところによる。



$$(A + D \times 1) \times \alpha \times 1$$

A及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

Dは、前号ロに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times 1 + D \times 1) \times \alpha \times 1$$

C及びDは、それぞれ前号ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

へ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times 1 + D \times 1) \times \alpha \times 1$$

A、B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

Dは、前号ロに定めるところによる。

三 原子力発電供用施設隣接市町村（遠距離隣接市町村に限り、第四号から第六号までに掲げるものを除く。）

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times 1) \times \alpha \times 1$$

A、B及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C + D \times 1) \times \alpha \times 1$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。



ハ αは、第一号イに定めるところによる。  
 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times 1) \times \alpha \times 1$$

ニ Cは、第一号ロに定めるところによる。

二 B及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。  
 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times 1) \times \alpha \times 1$$

ホ A及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。  
 Dは、第一号ロに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家の全部及び電灯需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times 1 + D \times 1) \times \alpha \times 1$$

ヘ C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。  
 B及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times 1 + D \times 1) \times \alpha \times 1$$

四 A、B及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。  
 Dは、第一号ロに定めるところによる。

四 原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times I) \times B$$

A及びBは、それぞれ第一号Iに定めるところによる。

βは、当該市町村を原子力発電施設所在市町村として算定して得たα（第一号Iに定めるところによる。以下この項において同じ。）と当該市町村を原子力発電施設隣接市町村として算定して得たαの三分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、βが当該市町村に係る全ての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得たαを超える場合にあつては、βは、そのαとする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C + D \times I) \times B$$

C及びDは、それぞれ第一号Iに定めるところによる。

βは、Iに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times I) \times B$$

Cは、第一号Iに定めるところによる。

Bは、第一号Iに定めるところによる。

βは、Iに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times I) \times B$$

Aは、第一号Iに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。  
βは、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times I + D \times I) \times B$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。  
βは、イに定めるところによる。

へ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times I + D \times I) \times B$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。  
βは、イに定めるところによる。

五 二の原子力発電施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣接市町村である市町村  
イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times I) \times \gamma$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合  
γは、当該市町村についてそれぞれ算定して得たαのうち、高いものの二分の一に当たる金額と低いものの四分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、当該市町村がいずれも遠距離隣接市町村である場合にあっては、当該金額の五分の四に当たる金額とする。

$$(C + D \times I) \times \gamma$$

ハ C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。<sup>ニ</sup>  
 γは、イに定めるところによる。  
 ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times I) \times \gamma$$

ニ Cは、第一号ロに定めるところによる。<sup>ニ</sup>  
 Bは、第一号イに定めるところによる。  
 γは、イに定めるところによる。  
 ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times I) \times \gamma$$

ホ Aは、第一号イに定めるところによる。<sup>ニ</sup>  
 Dは、第一号ロに定めるところによる。  
 γは、イに定めるところによる。  
 ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家の全部及び電灯需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times I + D \times I) \times \gamma$$

ヘ C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。<sup>ニ</sup>  
 Bは、第一号イに定めるところによる。  
 γは、イに定めるところによる。  
 ヘ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times I + D \times I) \times \gamma$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

$\gamma$ は、イに定めるところによる。

六 イ 原子力発電電供用施設隣接市町村であり、かつ、原子力発電電供用施設隣々接市町村である市町村  
当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times I) \times \delta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

$\delta$ は、当該市町村を原子力発電電供用施設隣接市町村として算定して得た $\alpha$ の二分の一に当たる金額と

計した金額とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C + D \times I) \times \delta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

$\delta$ は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times I) \times \delta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

$\delta$ は、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \delta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。  
Dは、第一号ロに定めるところによる。

δは、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \delta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。  
Bは、第一号イに定めるところによる。

δは、イに定めるところによる。

へ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \delta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。  
Dは、第一号ロに定めるところによる。

δは、イに定めるところによる。

七 二の原子力発電施設所在市町村に係る原子力発電供給用施設隣々接市町村である市町村  
イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \epsilon$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。  
εは、当該市町村についてそれぞれ算定して得たαの四分の一に当たる金額を合計した金額とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \frac{1}{3}$$

C及びDは、それぞれ第一号口に定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \frac{1}{3}$$

Cは、第一号口に定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \frac{1}{3}$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号口に定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電灯需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2} + D \times \frac{1}{2}) \times \frac{1}{3}$$

C及びDは、それぞれ第一号口に定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の二分の一





設所在市町村となる場合であつて、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確實になつた場合にあつては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併する原子力発電供用施設所在市町村が第一項第一号の場合には、同号の「 $2$ 」を「 $2 \times 1$ 」と、同項第四号の場合には、同号の「 $B$ 」を「 $B \times 1$ 」と読み替えて第一項の規定を適用する。

第十条 一の電力移出県等（次の各号のいずれにも該当する道府県をいう。以下この条及び第三十一条において同じ。）に対して交付することができず、毎会計年度の交付金の交付限度額は、次項及び第三十一条に定めるところにより算定した金額とする。

一 第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号及び別表第七において「申請年度」という。）において、その区域内において設置が行われていない一の発電用施設等に係る別表第七に基づき算定される発電電力量を全ての区域内において設置が行われていない一の発電用施設等に係る別表第七に基き算定される発電電力量と（その区域内における消費電力量（申請年度の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（別表第七において「対象期間」という。）のものを用いる。）を合計した電力量の一・五倍以上である道府県

二 工業再配置促進法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第七十八号）（以下「廃止整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の工業再配置促進法施行令（昭和四十七年政令第三百八十三号）第二条に定める道県又はその区域内における同令別表第三に掲げる市町村の区域の面積の和がその面積の二分の一以上である府県

三 一の電力移出県等（当該電力移出県等の道府県発電電力量からその区域内における消費電力量の合計を差し引いて得た電力量をいう。以下同じ。）をメガワット時を単位として表した数に二十七円を乗じて得た金額とする。

3 第二項の規定による一の電力移出県等に対して交付することのできる交付限度額と、別表第七の表（一）中「一・六」とあるのは「一・二・〇」とあるのは「一・三」とあるのは「一・二」と、表（二）中「二・四」とあるのは「一・八」と、「二・〇」とあるのは「一・八」と読み替えて算定して得られる当該電力移出県







た値から $W_0$ 及び $d_0$ を除いた値とする（以下この号において同じ。）。  
 $c_0$ は、当該実用発電用原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。  
 $\gamma$ は、 $W_0 - 1 \cdot 48 \times c_0$ が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には次の算式により算定して得た値とする。

$$W_0 - 1 \cdot 48 \times c_0 \quad \text{---} \quad \times 130,000$$

$\delta$ は、 $W_0 - 1 \cdot 48 \times c_0$ が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には  
 はロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \frac{d_0}{d_0 + w_0} \times 200,000$$

$$\text{ロ} \quad \frac{d_0}{(W_0 + d_0 + w_0) - 1 \cdot 48 \times c_0} \times 200,000$$

$E'$ は、 $(W_0 - 1 \cdot 48 \times c_0) - W_0$ が0以下の場合には0とし、それ  
 以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad (W_0 - 1 \cdot 48 \times c_0) \times 130,000$$

$W_0$ は、対象使用済燃料であつて、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備に貯蔵さ  
 れているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のう  
 ち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の  
 下欄に掲げるものから生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号におい  
 て同じ。）。

$\gamma'$ は、 $W_0 - 1 \cdot 48 \times c_0$ が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には1とする。

$D'$ は、 $W_0 - 1 \cdot 48 \times c_0$ が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には  
 はロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \{ (W_0 + d_0 + w_0) - 1 \cdot 48 \times c_0 \} \times \delta$$

$$\text{ロ} \quad d_0 \times 200,000$$



の重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

は、対象使用済燃料であつて、当該実用発電原子炉から生じたものの重量をトン単位として表した値から $W_i$ 及び $d_{oi}$ を除いた数値とする（以下この号において同じ。）。

は、当該実用発電原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

は、 $W_{i-1} \cdot 48 \times c_i$ が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \frac{W_{oi}}{W_{oi} + d_{oi} + w_i} \times 130,000$$

$$\text{ロ} \quad \frac{W_{oi}}{(W_i + w_{oi} + d_{oi} + w_i) - 1 \cdot 48 \times c_i} \times 130,000$$

は、 $W_{i-1} \cdot 48 \times c_i$ が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \frac{d_{oi}}{W_{oi} + d_{oi} + w_i} \times 200,000$$

$$\text{ロ} \quad \frac{d_{oi}}{(W_i + w_{oi} + d_{oi} + w_i) - 1 \cdot 48 \times c_i} \times 200,000$$

は、 $W_{i-1} \cdot 48 \times c_i$ が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \frac{W_{oi}}{\{ (W_i + w_{oi} + d_{oi} + w_i) - 1 \cdot 48 \times c_i \} \times \varepsilon}$$

は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であつて、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

εは、 $\{ (W_{i+1} + w_{oi} + d_{oi} + w_i) - 1.48 \times c_i \} \times w_{oi} \div (w_{oi} + d_{oi} + w_i) - w_{oi}$ 、が  
 0以下の場合にはiの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはiiの算式により算  
 定して得た値とする。

$$\begin{array}{l} \text{i} \\ \frac{w_{oi}}{w_{oi} + d_{oi} + w_i} \times 130,000 \\ \text{ii} \\ \frac{w_{oi}}{(W_{i+1} + w_{oi} + d_{oi} + w_i) - 1.48 \times c_i} \times 130,000 \end{array}$$

D<sub>0</sub>'は、 $W_{i-1} \cdot 48 \times c_i$ が、0以下の場合にはiの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはiiの算式により算定して得た値とする。

θは、 $\{ (W_{i+1} + w_{oi} + d_{oi} + w_i) - 1.48 \times c_i \} \times d_{oi} \div (w_{oi} + d_{oi} + w_i) - d_{oi}$ 、が  
 0以下の場合にはiの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはiiの算式により算  
 定して得た値とする。

$$\begin{array}{l} \text{i} \\ \frac{d_{oi}}{w_{oi} + d_{oi} + w_i} \times 200,000 \\ \text{ii} \\ \frac{d_{oi}}{(W_{i+1} + w_{oi} + d_{oi} + w_i) - 1.48 \times c_i} \times 200,000 \end{array}$$

Sは、 $S_{i-1} \cdot 48 \times c_i$ が、0以下の場合にはiの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはiiの算式により算定して得た値とする。

$$S_i \times 400,000 + S_{i-1} \times 300,000$$



ロ (S<sub>0</sub>-1・48×C<sub>0</sub>)×170,000+S<sub>1</sub>×400,000+S<sub>2</sub>×300,000

S<sub>0</sub>は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備の貯蔵能力(重量として表すものとする。)から当該実用発電用原子炉の1炉心分の重量を除いたものをトン単位として表した値とする。

S<sub>1</sub>は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備の貯蔵能力を重量をトン単位として表した値とする。

S<sub>2</sub>は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備で建設中のものの貯蔵能力を重量をトン単位として表した値とする。

六 Fは、当該対象原子力発電所設置の要件を満たす対象使用済燃料について、別に主務大臣が定める方法により得られる金額の合計額とする。

七 Gは、別表第十二の上欄に掲げる当該対象原子力発電所設置の区域において設置されている対象原子力発電所(機構が設置するものに限り、別表第十二の上欄に掲げる対象原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量(別表第十五の上欄に掲げる原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量)をそれぞれ別表第十三の上欄に掲げる特別対象原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量の合計額とする。

八 Hは、別表第十三の上欄に掲げる特別対象原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量の合計額とする。

九 Iは、別表第十四の上欄に掲げる長期対象原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量の合計額とする。

十 Jは、別表第十五の上欄に掲げる長期対象原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量の合計額とする。

十一 Kは、当該対象原子力発電所設置の要件を満たす対象使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備の貯蔵能力(重量として表すものとする。)から当該実用発電用原子炉の1炉心分の重量を除いたものをトン単位として表した値とする。

十二 Lは、当該対象原子力発電所設置の要件を満たす対象使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備の貯蔵能力を重量をトン単位として表した値とする。

十三 Mは、当該対象原子力発電所設置の要件を満たす対象使用済燃料貯蔵設備で建設中のものの貯蔵能力を重量をトン単位として表した値とする。

十四 Nは、別表第十二の上欄に掲げる当該対象原子力発電所設置の区域において設置されている対象原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量(別表第十五の上欄に掲げる原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量)をそれぞれ別表第十三の上欄に掲げる特別対象原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量の合計額とする。

十五 Oは、別表第十四の上欄に掲げる長期対象原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量の合計額とする。

十六 Pは、別表第十五の上欄に掲げる長期対象原子力発電所(機構が設置するものに限り)の対象期間における発電電力量の合計額とする。

十七 Qは、当該対象原子力発電所設置の要件を満たす対象使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備の貯蔵能力(重量として表すものとする。)から当該実用発電用原子炉の1炉心分の重量を除いたものをトン単位として表した値とする。

十八 Rは、当該対象原子力発電所設置の要件を満たす対象使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備の貯蔵能力を重量をトン単位として表した値とする。

2

間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び四十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円を加えた金額とする。

十二、Lは、次のイ又はロに掲げる使用済燃料の試験検査施設（機構が設置するものを除く。）の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めた金額とする。

イ 使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年、昭和六十年、昭和六十年、又は平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。） 一千六百七十六万二千円

ロ 使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年、昭和六十年、又は平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。） 四百二十万八千円

前項の規定にかかわらず、二以上の市町村の区域にまたがって設置されている対象原子力発電供用施設（以下「複数立地試験研究用地対象原子力発電供用施設」という。）又は試験研究用使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地試験研究用地対象原子力発電供用施設」という。）若しくは実用発電用使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地試験研究用地対象原子力発電供用施設」という。）がその区域内において設置されている対象原子力発電供用施設等所在市町村のうち一の市町村に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

一 
$$a_1 + a_2 + b_1 + b_2 + c_1 + c_2$$

$$\frac{A \times B}{C}$$
A。は、当該複数立地事業所内に設置されている試験研究用等使用済燃料貯蔵設備ごとに前項第四号に規定するDを求める算式により算定した金額の合計額とする。  
B。は、当該複数立地事業所内に設置されている試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の合計値とする。  
C。は、次の算式により算定した量とする。

$$\sum_{i=1}^k (m_i \times \mu_i) + s$$

m<sub>i</sub>は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備がk基ある場合

合の i 番目の複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトン単位として表した値とする。

$\mu_i$  は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備ごとに次の値とする。

当該複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備のうち当該対象原子力発電用施設所在市町村に属する部分の設備床面積

二 蔵設備が設置されていない事業所ごとに、前項第四号に規定する D を求める算式により算定した金額の合計額とする。

三 設備が設置されている複数立地事業所ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$A \cdot X + \frac{B}{C}$$

A。は、当該複数立地事業所内に設置されている実用発電用使用済燃料貯蔵設備ごとに前項第五号に規定する E を求める算式により算定した金額の合計額とする。

B。は、当該複数立地事業所内に設置されている実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の合計値とする。

C。は、次の算式により算定した量とする。

$$\sum_{k=1}^n (n_i \times v_i) + s$$

$n_i$  は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備が k 基ある場合の i 番目の複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトン単位として表した値とする。

$v_i$  は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備ごとに次の値とする。  
 当該複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち当該対象原子力発電用施設所在市町村に係る部分の設備床面積

四  $s_0$  は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備以外の実用発電用使用済燃料貯蔵設備の重量をトン単位として表した値の合計値とする。  
 $b_2$  は、当該対象原子力発電用施設所在市町村の区域内において複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されていない事業所ごとに、前項第五号に規定するEを求める算式により算定した金額の合計額とする。

五  $c_1$  は、当該対象原子力発電用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電用施設の数に、当該対象原子力発電用施設所在市町村に係る部分の予  
 算定して得た値を乗じて得た金額を加えた金額とする。  
 前項の金額に、それぞれ一億円に次の算式によ  
 り算定して得た値を乗じて得た金額を加えた金額とする。

六  $c_2$  は、当該対象原子力発電用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力  
 発電用施設以外を対象原子力発電用施設のうち、使用が開始された日から申請年度の日までの期間が三  
 十年以上のもの及び、当該施設の使用が開始された日から申請年度の日までの期間が三十年以上のもの  
 の期間が十五年以上のもの、当該施設の使用が開始された日から申請年度の日までの期間が三十年以上の  
 の期間が十五年以上のもの、当該施設の使用が開始された日から申請年度の日までの期間が三十年以上の  
 及び、前項の金額に、それぞれ一億円を加えた金額とする。  
 前二項の規定にかかわらず、対象関連設備（対象原子力発電用施設の利用に供する取水路又は放水路  
 をいう。以下この条において同じ。）のみがその区域内において設置されている市町村の区域に対して交  
 付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額と、当該対象関連設備がその利用に供される対象原



額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 次の算式により算定した金額（当該金額が四百四十万円に満たない場合においては四百四十万円とする。以下「算定額」という。）が、当該市町村の区域の平成二十二年度における交付限度額としてこの

規則による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年 文部科学省 告示第一号。以下「平成二十三年規則」という。） 附則第二条による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成十九年

文部科学省 告示第二号。以下「平成十九年規則」という。） 第十一条の規定により算定された金額（申請年度の前会計年度の末日までに廃止された水力発電施設に係る金額を除く。以下「基準額」という。）

を超過する場合 算定額と基準額との差額の十分の一に相当する金額を基準額に加算した金額

イ Aは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量（申請年度の十一月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの当該施設の平均年間発電電力量を、当該施設に係る特定区分施設等がその区域に含まれる平成二十三年三月三十一日現在における市町村の数で除して得た値。以下同じ。）のうち、自流水の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

ロ Bは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量のうち、揚水式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

二 算定額が、基準額以下であって、一億円を超える場合 算定額と一億円との差額の二分の一に相当する金額を一億円に加算した金額

三 算定額が、基準額以下であって、一億円以下の場合 イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額

イ 算定額が、基準額の三分の二に相当する金額以上の場合 算定額と同額

ロ 算定額が、基準額の三分の二に相当する金額に満たない場合 基準額に三分の二を乗じて得た金額

一の水力発電施設周辺市町村の区域に含まれる一の特定区分施設等については、前項の交付金の交付限度額の算定の対象となる期間（以下この条において「算定期間」という。）は、当該市町村の区域に含まれる算定の特定区分施設等（特定区分施設等）のうち、当該特定区分施設等に係る交付金が初めて交付された会計年度の開始の日から八年以上経過したものを除いたものをいう。以下同じ。）の評価出力の合計が初めて

計年度の開始の日から八年以上経過したものに限る。以下「算定開始年度」という。）の開始の日から七年間とする。ただし、

て千キロワット以上のものに限る。以下「算定開始年度」という。）の開始の日から七年間とする。ただし、

五十六年度以降のものに限る。以下「算定開始年度」という。）の開始の日から七年間とする。ただし、

額

額

額

額

額

額











町村の地域経済の自立的発展を促すために特に必要と認めるものに限る。）に對して原子力発電供用施設の使用の終了の日が属する会計年度まで交付（特定市町村に對する場合は、原子力発電供用施設所在等道府県を經由して交付）することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額の合計額は、それぞれ一億円とする。

2 市町村合併により、原子力発電供用施設所在市町村の区域に變更があつた場合であつて、市町村合併の日以前に当該区域内の事業所の廃止に關する計画が確實となつた場合に於ては、当該事業所に係る本条の交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。

（交付限度額の特例）

第十六条 主務大臣は、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、第四条から前条までの規定にかかわらず、別に主務大臣が定める金額を交付金の交付限度額とすることができ

（交付金の交付申請）

第十七条 交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日（主務大臣が特に必要と認める場合は、別に主務大臣が定める期間）までの間に、様式第一による申請書二通（正本及び副本各一通）に様式第二による交付金事業計画書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請をするに当たつて、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税相当額のうち、消費税及び当該金額に地方税法（昭和六十二年法律第八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなればならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第十八条 主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により

- 申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。
- 2 前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。
- 3 主務大臣は、前条第二項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第二十三条第一項の規定により交付すべき交付金を額の確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第十九条 主務大臣は、前条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。
- 一 第三条第一項各号に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき(ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行うおとする場合を除く。)は、主務大臣の承認を受けるべきこと。
- 二 前条第一項の通知を受けた事業(以下「交付金事業」という。)を行うため契約を締結する場合において、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条によるべきこと。
- 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、様式第三による申請書二通(正本及び副本各一通)を主務大臣に提出し、承認を受けるべきこと。
- 四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、主務大臣の承認を受けるべきこと。
- 五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第四による報告書二通(正本及び副本各一通)を速やかに主務大臣に提出してその指示を受けるべきこと。

(申請の取下げ)

- 第二十条 第十八条第一項の通知を受けた者(以下「交付金事業者」という。)であつて、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある者は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第十八条第一項の通知があつた日から十五日以内に、様式第五による届出書二通(正本及び副本各一通)を主務大臣に提出しなければならない。

(状況報告)  
第二十一条 交付金事業者は、主務大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第六による交付金事業実施状況報告書を主務大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

第二十二条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第十九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは同号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の四月十日のいずれか早い日(交付金事業が完了せず、会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月三十日)までに、様式第七による実績報告書二通(正本及び副本各一通)を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2 交付金事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなる場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第八による評価報告書二通(正本及び副本各一通)を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 交付金事業者は、前項の規定により主務大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットネットワークその他の方法により公表するものとする。

5 主務大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットネットワークその他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第二十三条 主務大臣は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第十八条第一項の交付金の交付の決定の内容及び第十九条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にそ

の額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置ににつき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかつたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十九条第二項で定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならぬ。

5 主務大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、第三条第一項各号に掲げる措置ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一 交付金事業の名称  
二 交付金事業の実施場所  
三 交付金事業の概要  
四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(交付金の支払)

第二十四条 交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後、支払うものとする。ただし、主務大臣が必要と認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出しなければならない。

(交付金事業による収益の一部の納付)

第二十五条 交付金事業者は、第三条第一項後段に規定する事業のうち相当の収益が生ずる可能性があること認められる事業（交付金事業者が委託した事業も含む）については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに主務大臣に提出しなければならない。当該主務大臣は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたことを認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

- (消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)
- 第二十六条 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第十により速やかに主務大臣に報告しなければならない。
- 2 主務大臣は、前項の報告があつた場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第二十三条第四項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

(交付決定の取消し)

- 第二十七条 主務大臣は、第十九条第四号の規定による申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく主務大臣の処分に違反した場合
- 二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- 三 発電用施設等の設置計画が中止又は廃止された場合
- 四 発電用施設等の設置の工事が中止又は廃止された場合

(財産処分の制限)

- 第二十八条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従つて、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合、この限りでない。

(交付金事業の経理)

- 第二十九条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支

の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておくなければならない。

### (交付金調書)

第三十条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十二による交付金調書を作成しておくなければならない。

### (主務大臣)

第三十一条 この規則における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 機構が設置する原子力発電用施設（深地層研究施設を除く。以下この号において同じ。）に係る第六条、第九条（原子力発電用施設所在等市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電用施設）の合計出力の当該原子力発電用施設所在等市町村に設置が行われている事業所の合計出力に対する割合に相当する部分に限る。）、「第十条（電力移出等に機構が設置する原子力発電用施設の発電電力量の当該電力移出等の道府県発電電力量に対する割合に相当する部分に限る。）、「第十一条（対象原子力発電用施設所在市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電用施設の合計出力及び合計した発電電力量並びに機構が設置する原子力発電用施設に貯蔵される対象使用済燃料に係る部分に限る。）及び第十五条の交付金に関する事項については、文部科学大臣
- 二 前号に規定する交付金に関する事項以外の事項については、経済産業大臣

### 附 則

第一条 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 平成二十三年 文部科学省 告示第一号（電源立地地域対策交付金交付規則）は、廃止する。ただし、第二条第十七号の評価出力及び基準発電電力量並びに第九条から第十四条までに定める交付限度額の算定に用いる数値のうち、平成二十八年三月三十一日以前の数値については、なお従前の例による（ただし、平成二十八年度の交付金の交付限度額の算定に係る第十条第一項第一号の消費電力量については、平成二十七年年度の交付限度額の算定において使用した消費電力量とする。）。

第三条 整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた時点において運転を開始することを予定して



いた年度までに設置が見込まれる火力発電施設であつて、平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の地点に対し、平成二十三年規則第五条に規定する火力発電施設に係る交付金の交付の決定が行われ、この場合にあつては、当該地点に対して交付することができる当該火力発電施設に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第四条 平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成二十三年規則第六条に規定する対象原子力発電施設等に係る交付金の交付の決定が行われていない場合にあつては、当該市町村の区域に対して交付することができ、当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第五条 平成十九年規則第十五条第一項又は平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成十九年規則第七条又は平成二十三年規則第七条に規定する地熱発電施設等に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあつては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該地熱発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第六条 平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成二十三年規則第八条に規定する原子力発電密接関連施設に係る交付金の交付の決定が行われていない場合にあつては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年 三月三十一日 文部科学省 告示第二号)  
経済産業省

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月三十日 文部科学省 告示第一号)  
経済産業省

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第十二条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年九月二十八日 文部科学省 告示第二号）  
 経済産業省

この規則は、平成三十年九月二十八日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一日 文部科学省 告示第五号）  
 経済産業省

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日 文部科学省 告示第一号）  
 経済産業省

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別表第一（第二条、第六条、第九条、第十条、第十一条関係）

原子力発電施設の種類		出力		金額	
原子力発電施設 （機構が設置するものを除く。）	新設される原子力発電施設	当該施設の出力をキロワットを単位として表した数		九百円	
	増設される原子力発電施設			八百円	
機構が設置する原子力発電供用	原子力発電施設（高速増殖炉の原型炉を除く。）	当該施設の予定建設費を十万円を除して得た数		五百五十円	



<p>に必要な技術を実証するための施設</p>	<p>高速増殖炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理に必要な技術を実証するための施設</p>	<p>発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉</p>	<p>高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度又は平成九年度において設置の工事が行われたものを除く。）</p>	<p>高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度において設置の工事行われたものに限る。）</p>	<p>高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事行われたものに限る。）</p>	<p>高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設</p>	<p>実験用ウラン濃縮施設</p>
	<p>当該施設の予定建設費を三十七万円で除して得た数</p>	<p>当該施設の建設費を十万元で除して得た数</p>	<p>当該施設の予定建設費を十万元で除して得た数</p>	<p>当該施設の予定建設費を二十三万円で除して得た数</p>	<p>当該施設の予定建設費を三十八万円で除して得た数</p>	<p>当該施設のトン単位とする核燃料物質の年間加工能力を十五万分の四トンで除して得た数</p>	<p>当該施設のトン年間生産能力を濃縮ウランの三トンで除して得た数</p>
	<p>五百五十円</p>	<p>三百円</p>	<p>五百五十円</p>	<p>五百五十円</p>	<p>五百五十円</p>	<p>五百五十円</p>	<p>五百五十円</p>

実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設	当該施設のトン単位とする濃縮ウランの年間生産能力を十万分の九トンで除して得た数	五百五十円
深地層研究施設	当該施設の予定建設費を三十四万六千円で除して得た数	五百五十円
使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年年度若しくは昭和六十年年度又は平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の予定建設費を十	五百五十円
使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の建設費を三十四万円で除して得た数	五百五十円

別表第二（第二条関係）

- 一 水力発電所の建物（発電設備が設置されているものに限る。）
- 二 貯水池又は調整池（人工のものであって、総容量が百万立方メートル以上のもの（建設の目的として発電以外のものを含むものにあつては、発電のための有効容量が百万立方メートル以上のもの）に限る。）
- 三 ダム（高さが十五メートル以上のもの（建設の目的として発電以外のものを含むものにあつては、高さが十五メートル以上であり、かつ、当該ダムに係る貯水池又は調整池の発電のための有効容量が百万立方メートル以上のもの）に限る。）
- 四 特定区間（次の表の上欄に掲げる河川の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区間をいう。）
 

一 取水口の下流域に放水口が設置されている河川	取水口から放水口までの区間（長さが五百メートル未満のものを除く。）
-------------------------	-----------------------------------

<p>二 取水口の下流域に放水口が設置されていない河川</p>	<p>取水口から当該河川に存する地点であつて当該地点に係る集水地域の面積の一・五倍となる地点までの区間</p>
<p>第一号及び第二号の下欄に掲げる区間において当該河川が海又は湖沼へ流入する地点までの区間とする。</p>	

別表第三（第二条関係）

<p>特定区分施設等の設置の種類</p>	<p>評価出力</p>	<p>基準発電電力量</p>
<p>一 一の市町村の区域のみに含まれるもの</p>	<p>次の算式により算定して得た出力</p> $C \times I - F$	<p>次の算式により算定して得た発電電力量</p> $D \times I - F$
<p>二 二以上の市町村の区域に含まれるもの</p>	<p>次の算式により算定して得た出力</p> $C \times I - F$	<p>次の算式により算定して得た発電電力量</p> $D \times I - F$

（備考）

- 一 Cは、当該年度の十六年前の会計年度の末日における当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の出力
- 二 Dは、当該年度（当該特定区分施設等に係る交付金の交付が既に開始されている場合にあつては、当該交付金の交付が開始された会計年度）の十一年前の十月一日から前会計年度の九月三十日までの

- 当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の平均年間発電電力量
- 三 Eは、当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設に係る特定区分施設等の数
- 四 Fは、当該特定区分施設等がその区域に含まれる市町村の数

別表第四（第七条関係）

火力発電施設（第一種地域に設置されるものであつて、石炭を主たる燃料とするもの）	五百五十円	四
地熱発電施設及び火力発電施設（第一種地域に設置されるものであつて、石炭を主たる燃料とするもの以外のもの）	五百五十円	三
火力発電施設（第二種地域に設置されるものであつて、石炭を主たる燃料とするもの）	二百五十円	四
地熱発電施設及び火力発電施設（第二種地域に設置されるものであつて、石炭を主たる燃料とするもの以外のもの）	二百五十円	三
水力発電施設	二百五十円	五

（備考）

- 一 工業再配置促進法を廃止する法律（平成十八年法律第三十二号）（以下「工配法廃止法」という。）の施行日前に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けていた場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。
- イ 第一種地域 工配法廃止法による廃止前の工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する誘導地域又は廃止整備政令による廃止前の工業再配置促進法施行令第三条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域
- ロ 第二種地域 イに定める区域以外の区域
- 二 工配法廃止法の施行日以降に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域

をいう。

イ 第一種地域 工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県若しくは当該道県とその区域が接続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村又は整備法施行令第五条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域

ロ 第二種地域 イに定める区域以外の区域

別表第五（第八条関係）

原子力発電密接関連施設の種類	交付限度額
使用済燃料の再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	次の算式により算定した金額 $a \times D$
混合酸化物燃料の加工施設	次の算式により算定した金額 $c \times P$
使用済燃料の貯蔵施設	次の算式により算定した金額 $e \times F$

（備考）

- 一 aは、本を単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力を表す数
- 二 bは、十九万一千円
- 三 cは、トンHMを単位とする混合酸化物燃料の年間最大加工能力を表す数
- 四 dは、三千八百十八万一千八百円
- 五 eは、トンを単位とする使用済燃料の最大貯蔵能力を表す数
- 六 fは、四十九万円

別表第六（第九条関係）

設備能力の合計出力	金額
-----------	----



別表第七（第十条関係）  
表（一）

一 発電事業者により設置が行われている発電施設			発電用施設等の種類	発電電力量
イ 対象期間の開始の日において使用されているもの	ロ 対象期間において使用が開始されたもの	ハ 申請年度の前会計年度において当該年度の工事が行われた日から当該年度の九月三十日までの期間を除外して使用が開始されたもの		
次の算式により算定して得た数 $b \times \sigma + c \times \tau + e \times \theta + f \times \iota$	次の算式により算定して得た数 $b \times \rho + c + b \times e \times c \times \tau \times \iota$	次の算式により算定して得た数 $b \times \sigma + c \times \tau + e \times \theta + f \times \iota$	九百キロワット以上 八百キロワット以上 七百キロワット以上 六百キロワット以上 五百キロワット以上 四百キロワット以上 三百キロワット以上 二百キロワット以上 百キロワット以上 未満	千二百円 千円 九百円 八百円 七百円 六百円 五百円 四百円 三百円

表  
(二)

発電用施設等の種類

発電電力量

二  
置機  
るが  
設及  
電密  
縮(実  
設(施  
令第三  
号に掲  
でであ  
力発電  
置した  
事業所  
るも  
以同  
使用済  
処理施  
が設置  
を除く  
合酸化  
加工施  
用済燃  
施設を  
除く)

イ 使用対象期間の開始の日において  
ロ 対象期間において使用が開始  
ハ て申請年度の前の会計年度において  
度該年度の工事が行われた期間を  
く。使用が開始されたもの期間を  
除く)

次の算式により算定して得た数  
次の算式により算定して得た数  
次の算式により算定して得た数

<p>置機が機に設 る原力電を 設及び原力 電密接関連 （実用ウラ 縮、施設、 設、使用、 の再処理由 機が設置す も、混合除 、の工酸化 料の施設、 使用の加工 蔵施設を除く。</p>	<p>一 設より れて設 いる置 るが業 発電者 電行に 施わ</p>
<p>イ 使用された期間の開始の日において</p> <p>ロ 対象期間において使用が開始されたもの</p> <p>ハ 申請年度の開始の日から当該年度の九月三十日まで開始されたものを除く。</p>	<p>イ 使用された期間の開始の日において</p> <p>ロ 対象期間において使用が開始されたもの</p> <p>ハ 申請年度の開始の日から当該年度の九月三十日まで開始されたものを除く。</p>
<p>次の算式により算定して得た数</p> $a \times b \times c \times d \times e \times f \times g \times h \times i$	<p>次の算式により算定して得た数</p> $a \times b \times c \times d \times e \times f \times g \times h \times i$
<p>次の算式により算定して得た数</p> $a \times b \times c \times d \times e \times f \times g \times h \times i$	<p>(1) 次の掲げる電力量の合計電力量 <math>\times</math> ー、 (2) 対象期間における発電電力量 <math>\times</math> ー、 次の算式により算定して得た数</p>

(備考)

- 一 a は、当該発電施設の出力をキロワットを単位として表した数
- 二 b は、対象期間の日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 三 b' は、申請年度の前会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 四 c は、当該発電施設が原子力発電施設である場合にあっては〇・八一、火力発電施設であつて石炭又は天然ガスを主たる燃料とするものである場合にあっては〇・八五、揚水式水力発電施設である場合にあっては〇・〇八、その他の水力発電施設である場合にあっては〇・五、その他の発電施設である場合にあっては〇・五
- 五 d は、当該発電施設等の使用が開始された日から、対象期間の末日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 六 e は、対象期間の開始の日から当該発電施設等の使用が開始された日の前日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 七 f は、表(一)においては、当該発電施設等が原子力発電施設又は原子力発電密接関連施設である場合にあっては四分の三、その他の発電施設である場合にあっては二分の一、表(二)においては二分の一
- 八 g は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数
- 九 h は、〇・八一
- 十 i は、当該発電施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては一・三、火力発電施設である場合にあっては〇・九
- 十一 i' は、当該発電施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては二・〇、火力発電施設である場合にあっては二・〇
- 十二 電施設である場合にあっては一・〇
- 十三 量(単位はキロワット時)は、表(一)により得られた数の三分の一と表(二)により得られた数の三分の二を加算するものとする。表(一)の原子力発電施設(機構が設置するものを除く。)に係る発電電力量(単位はキロワット時)は、表(二)により得られた数とする。



て運転を停止していた場合にあつては、零とする。及び六月経過日数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合に於ては、当該経過した日が属する会計年度と同一の場合に於ては、当該会計年度から運転を再開した日が属する会計年度以下「運転再開年度」という。）までの間、対象期間を日単位として表した数とする。）

D は、対象期間における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表した数

E は、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転（原子炉の熱出力を定格熱出力に保ち運転することをいう。以下同じ。）を行い、定格出力を超える状態での運転を行つている場合において、対象期間に定格出力を超えたる状態を単位として表した数に減じて得た数

F は、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態での運転を行つていない場合において、対象期間に定格出力を低下させて運転した期間（安全性を確保するための出力低下期間を除く。以下同じ。）を単位として表した数に減じて得た数

ロ

△×(B10)×24

A 及びBは、それぞれに定めるところによる。

C は、対象期間を日単位として表した数にのみなし設備利用率を一から差し引いて得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に六月経過日数を加えて得た数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合に於ては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転再開年度までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

別表第八（第十一条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	一億円



別表第十一（第十一条関係）

<p>百万キロワット以上二百万キロワット未満          二百万キロワット以上三百万キロワット未満          三百万キロワット以上四百万キロワット未満          四百万キロワット以上五百万キロワット未満          五百万キロワット以上六百万キロワット未満          六百万キロワット以上七百万キロワット未満          七百万キロワット以上八百万キロワット未満          八百万キロワット以上九百万キロワット未満</p>	<p>七千五百万円          八千七百五十万円          九千三百七十五万円          九千六百八十七万五千円          九千九百四十三万七千五百円          九千九百六十一万三千七百五十円          九千九百八十一万三千七百五十円</p>
<p>使用済燃料を貯蔵するための設備</p>	<p>原子炉</p>
<p>五七資庁第一〇五八八号により、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第十七条の規定による改正前の原子炉等規制法（以下この表において「旧原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>泊発電所一号炉</p>
<p>五七資庁第一〇五八八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>同発電所二号炉</p>
<p>平成一四・〇七・三一原第二号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>同発電所三号炉</p>
<p>八資庁第九七九三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>東通原子力発電所一号炉</p>
<p>四五原第七六六二号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>女川原子力発電所一号炉</p>



六二資庁第五四四二号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所二号炉
六資庁第七二六五号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所三号炉
四九原第三九八九号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	福島第二原子力発電所一号炉	
五三安（原規）第一九九号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所三号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所四号炉
五二安（原規）第二五〇号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	柏崎刈羽原子力発電所一号炉	
五六資庁第六七五四号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所二号炉
六〇資庁第五三〇三号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所三号炉
六〇資庁第五三〇三号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所四号炉

五六資庁第六七五四号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所五号炉
六三資庁第六六四四号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた六号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所六号炉
六三資庁第六六四四号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた七号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所七号炉
四六原第七二五八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	浜岡原子力発電所一号炉	
四八原第五五八〇号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所三号炉
六一資庁第一五六八八号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所四号炉
平成〇九・〇四・一五資第六号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所五号炉
六二資庁第八〇五号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する一号炉設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	志賀原子力発電所一号炉	
平成〇九・〇五・二〇資第一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所二号炉

四一原第四五九二号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	美浜発電所一号炉
四三原第二〇四三号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
四七原第二七二五号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所三号炉
四四原第六一四三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	高浜発電所一号炉
四五原第七〇二四号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所三号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所四号炉
四七原第六七三三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	大飯発電所一号炉 同 発電所二号炉
六〇資庁第一九八九号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所三号炉
六〇資庁第一九八九号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所四号炉

<p>四四原第五四〇号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>島根原子力発電所一号炉</p>
<p>五六資庁第一〇九五三号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>同 発電所二号炉</p>
<p>四七原第一〇九二一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>伊方発電所一号炉</p>
<p>五二安（原規）第一〇〇号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>同 発電所二号炉</p>
<p>五九資庁第七七七号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>同 発電所三号炉</p>
<p>四五原第七六一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>玄海原子力発電所一号炉</p>
<p>五〇原第一〇三五八号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>同 発電所二号炉</p>
<p>五七資庁第一六二八七号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>同 発電所三号炉</p>
<p>五七資庁第一六二八七号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>同 発電所四号炉</p>
<p>五二安（原規）第三七八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>川内原子力発電所一号炉</p>

別表第十二(第十一條關係)

<p>五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>同 発電所二号炉</p>
<p>四七原第一一六二四号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>東海第二発電所</p>
<p>四一原第一四五五号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>敦賀発電所一号炉</p>
<p>五四資庁第四一〇六号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>同 発電所二号炉</p>
<p>四五原第六六三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>高速増殖炉実験炉「常陽」</p>
<p>四五原第七六五九号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>新型転換炉原型炉「ふげん」</p>
<p>発電電力量の合計</p>	<p>金額</p>
<p>百万メガワット時未満 百万メガワット時以上二百万メガワット時未満 二百万メガワット時以上三百万メガワット時未満 三百万メガワット時以上四百万メガワット時未満 四百万メガワット時以上五百万メガワット時未満 五百万メガワット時以上六百万メガワット時未満</p>	<p>一千万円 二千万円 三千万円 四千万円 五千万円 六千万円</p>









三 千 三 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 二 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 二 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	三 千 二 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 二 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	二 千 九 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	二 千 八 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	二 千 七 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	二 千 六 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	二 千 五 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	二 千 四 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	二 千 三 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	二 千 二 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	二 千 一 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	一 千 九 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	一 千 八 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	一 千 七 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	一 千 六 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	一 千 五 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	一 千 四 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	一 千 三 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	一 千 二 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	一 千 一 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	九 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	八 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	七 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	六 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	五 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満	四 百 万 メ ガ ワ ツ ト 時 以 上 三 千 万 メ ガ ワ ツ ト 時 未 満
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

七 千 五 百 七 十 九 万 六 千 円	七 千 五 百 四 十 一 万 七 千 円	七 千 四 百 五 十 四 万 七 千 円	七 千 四 百 五 十 一 万 六 千 円	七 千 三 百 九 十 二 万 九 千 円	七 千 二 百 九 十 八 万 九 千 円	七 千 二 百 五 十 九 万 一 千 円	七 千 八 十 三 万 円	六 千 九 百 九 万 五 千 円	六 千 八 百 十 万 八 千 円	六 千 七 百 三 万 二 千 円	六 千 五 百 八 十 五 万 八 千 円	六 千 四 百 五 十 七 万 八 千 円	六 千 三 百 八 十 八 万 二 千 円	六 千 百 六 十 六 万 円	五 千 八 百 十 九 万 六 千 円	五 千 六 百 二 十 一 万 六 千 円	五 千 四 百 七 十 一 万 六 千 円	四 千 九 百 五 十 六 万 四 千 円	四 千 六 百 三 十 二 万 円	四 千 三 百 三 十 二 万 円	四 千 万 円	三 千 六 百 三 十 八 万 円	三 千 二 百 四 十 三 万 二 千 円	二 千 八 百 十 二 万 六 千 円
---	---	---	---	---	---	---	---------------------------------	---	---	---	---	---	---	--------------------------------------	--	---	---	---	---	---	------------------	---	---	--



使用済燃料の再処理施設	次の算式により算定して得た数 C×P×e
使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 C×P×e
使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 C×P×e
発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉	次の算式により算定して得た数 C×P×e
使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設	次の算式により算定して得た数 C×P×e
使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固化に必要な技術を実証するための施設	次の算式により算定して得た数 C×P×e
高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設	次の算式により算定して得た数 C×P×e
実験用ウラン濃縮施設	次の算式により算定して得た数 C×P×e
実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃	次の算式により算定して得た数 C×P×e



・六八(ただし、平成二十八年度は〇・七八、平成二十九年度は〇・七五、平成三十年度は〇・七二)  
 令和元年度は〇・六九とする。以下この表において「みなし設備利用率」という。を乗じて得た  
 数(以下この表において「最大みなし発電電力量」という。)を上限とする。により算定した数を  
 aに加えるものとする。ただし、六月経過日数が一を超えて、かつ、 $\Delta \times \square \times \square \times \square \times \square \times \square \times \square \times \square \times \square$ の算  
 式により算定した数が最大みなし発電電力量を超える場合にあっては、 $\Delta \times \square \times \square \times \square \times \square \times \square \times \square \times \square$ の算  
 aに加えるものとする。  
 イ  $\Delta \times (\square - \square) \times \square \times \square \times \square \times \square$   
 A は、対象期間における当該原子力発電施設の出力(その出力の変更について電事法第九条第一項  
 又は第二項の規定による届出がされたものであって、当該届出前の出力)をメガワットを単位として表した数  
 B は、対象期間を日として表した数(当該期間において当該原子力発電施設が初めて運転を  
 開始した場合にあっては、当該運転の開始の日から当該期間の末日までの期間を日を単位として  
 表した数)  
 C は、対象期間における当該原子力発電施設に係る実用炉規則第六十四条第一項の規定に基づき届  
 け出られた運転計画に記載された運転停止期間(実用炉規則第五十一条第一項の規定に基づいて  
 第一項の規定に基づく検査実施要領に記載された運転停止期間)の最終期日以降の期間を除く。を日を  
 定めるとして表した数(ただし、災害その他理由により対象期間の全期間において運転を停止し  
 単位として表した数)及び六月経過日数(ただし、六月基準日から三月を経過し  
 ていた場合にあっては、零とする。)  
 D は、年度から運転再開までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。)  
 E は、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力を超える状態で運転を行って  
 る場合において、対象期間に定格熱出力を超え、状態を運転を行った期間に発電されたメガワット  
 の場合において、発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に発電されたメガワット  
 時を単位とする。発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に発電されたメガワット  
 定格出力をメガワットを単位として表した数に満たない状態で運転を行って  
 F は、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行って  
 いる場合において、対象期間に定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行って  
 対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から対象期間に定

別表第十六（第十三条関係）

使用済燃料の再 処理施設	原子力発電密接関連施設の種類			交付限度額
	一 処理施設	二 再処理施設を構成する高レベル 放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管 理施設	三 再処理施設を構成する低レベル 放射性廃棄物貯蔵管理施設	
				次の算式により算定した金額 $a \times \sigma$
				次の算式により算定した金額 $b \times \rho$
				次の算式により算定した金額 $c \times \tau$
混合酸化物燃料の加工施設				次の算式により算定した金額 $d \times \pi$
実用ウラン濃縮施設				次の算式により算定した金額

格出力を低下させて運転した期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数

ロ  $A \times (B - C) \times 24$

A 及び B は、それぞれイに定めるところによる。

C は、対象期間を日を単位として表した数にみなし設備利用率を一から差し引いて得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に六月経過日数を加えて得た数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転再開していない場合にあつては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転再開年度までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

七 原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）のうち混合酸化物燃料を使用するものにあつては六中の算式により算定した数に混合酸化物燃料の装荷割合を乗じて得た数を b に加えるものとする。

- (備考)
- 一 a は、トン単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における使用済燃料の年間最大処理能力を表す数
  - 二 b は、百十八万八千円
  - 三 c は、本を単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の最大貯蔵能力を表す数
  - 四 d は、十一万八千円
  - 五 e は、本を単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力を表す数
  - 六 f は、三万四千円
  - 七 g は、トンHMを単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における混合酸化物燃料の年間最大加工能力を表す数
  - 八 h は、二百四十六万二千円
  - 九 i は、トンSWUを単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における製品ウランの年間最大生産能力を表す数
  - 十 j は、二十六万七千円
  - 十一 k は、トン単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における使用済燃料の最大貯蔵能力を表す数
  - 十二 l は、五十万円
  - 十三 m は、本を単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における容器(二百リットルドラム缶相当)の最大埋設能力を表す数
  - 十四 n は、九百円

使用済燃料の貯蔵施設	一 × 一
	次の算式により算定した金額
廃棄施設	二 × 二
	次の算式により算定した金額

別表第十七（第十四条関係）

原子力発電密接関連施設の種類の種類		交付限度額
使用済燃料の再処理施設	使用済燃料の再処理施設	次の算式により算定した金額 $a \times D$
	再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設	次の算式により算定した金額 $c \times D$
混合酸化物燃料の加工施設	再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	次の算式により算定した金額 $e \times F$
	混合酸化物燃料の加工施設	次の算式により算定した金額 $g \times H$
実用ウラン濃縮施設	次の算式により算定した金額 $i \times J$	次の算式により算定した金額 $k \times L$
使用済燃料の貯蔵施設	次の算式により算定した金額 $m \times N$	次の算式により算定した金額 $o \times P$
廃棄施設	次の算式により算定した金額 $q \times R$	次の算式により算定した金額 $s \times T$

（備考）

- 一 a は、トン単位とする対象期間における使用済燃料の処理量を表す数
- 二 b は、百四十八万五千円
- 三 c は、本を単位とする対象期間の末日における海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固



十四	n	は、	一万二千五百円	対象期間における容器（二百リットルドラム缶相当）の搬入量を表す数
十三	m	は、	本を単位とする	
十二	l	は、	六十二万五千円	
十一	k	は、	トン	を単位とする対象期間の末日における使用済燃料の貯蔵量を表す数
十	j	は、	三十三万三千七百五十円	
九	i	は、	トン	S W Uを単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前々会計年度
八	h	は、	三百七十七万五千円	
七	g	は、	トン	H Mを単位とする対象期間における混合酸化物燃料の加工量を表す数
六	f	は、	四万二千五百円	
五	e	は、	本	を単位とする対象期間の末日における海外から返還される低レベル放射性廃棄物の貯蔵量
四	d	は、	十四万七千五百円	
三	c	は、	本	を単位とする対象期間の末日における海外から返還される低レベル放射性廃棄物の貯蔵量
二	b	は、	本	を単位とする対象期間の末日における海外から返還される低レベル放射性廃棄物の貯蔵量
一	a	は、	本	を単位とする対象期間の末日における海外から返還される低レベル放射性廃棄物の貯蔵量

様式第 1 (第 1 7 条関係)

年度電源立地地域対策交付金交付申請書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

電源立地地域対策交付金交付規則第 1 7 条第 1 項の規定により、上記交付金の交付につき、別紙のとおり申請します。  
 (注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。  
 別紙

電源立地地域対策交付金交付事業

1. 交付金事業名
2. 交付金事業の事業主体
3. 交付金事業に要する経費 (明細は別表のとおり)
4. 交付対象経費
5. 交付を受けようとする額 ( { 文部科学省 } として )  
{ 経済産業省 }
6. 交付金事業の開始及び完了予定日  
 (備考) (1) 仕入控除税額を減額して申請する場合、次の算式を明記すること。  
           「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」  
 (2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

別表

I. 総括表

(単位：円)

	収 入	支 出
イ	自己資金	交付金事業に要する経費 (うち交付対象経費)
ロ	起債又は借入金	

ハ	他の国庫補助金			
ニ	その他			
ホ	交付金			
	合計		合計	

(備考) (1) 基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ その他」に記載すること。  
(2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

II. 個表

1～n. 事業名 (措置名)

(単位：円)

収 入		支 出	
イ	自己資金	イ	事業費
ロ	起債又は借入金	(1)	工業用地調査費及び補償費
ハ	他の国庫補助金	(2)	調査設備費及び計費
ニ	その他	(3)	調査費、広報費及び研修費
ホ	交付金	(4)	維持運雑費
		(5)	事業附一般事務費
		(6)	補助金
		(7)	補助金
		(8)	補助金
		(9)	補助金
		ハ	出資一般事務費
		ロ	出資一般事務費
		イ	出資一般事務費
		ロ	出資一般事務費



(2) 用地費及び補償費

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (3) 調査設計費

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (4) 設備費

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (5) 調査費、広報費及び研修費

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (6) 維持運営費

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (7) 事業運営費

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (8) 附帯雑費

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (9) 一般事務費

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						

その他									
合 計									

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

ロ 補助金

(1) 補助金

① 補助対象先名

② 補助対象事業費の内訳

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費					
その他					
合 計					

(備考) (1) イの費目に準じて記入のこと。

(2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

(2) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

ハ 出資金

(1) 出資金

① 出資対象先名

② 出資対象事業費の内訳

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考

交付対象経費									
その他									
合	計								

- (備考) (1) 出資対象先の概要(定款・組織・事業内容等)が確認できる資料を添付すること。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 一般事務費

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

- (備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

- 二 貸付金  
 (1) 貸付金  
 ① 貸付対象先名  
 ② 貸付対象事業費の内訳

(単位：円)

種	別	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費						
その他						
合	計					

- (備考) (1) の費用に準じて記入のこと。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 一般事務費

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												



その他									
合	計								
(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。 ホ 基金造成費 (1) 事業運営基金 ① 基金名 ② 基金造成事業費の内訳									

(単位：円)

種	別	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費						
その他						
合	計					
(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。 (2) 施設整備基金 ① 基金名 ② 基金造成事業費の内訳						

(単位：円)

種	別	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費						
その他						
合	計					
(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。 (3) 維持補修基金 ① 基金名 ② 基金造成事業費の内訳						

(単位：円)

種	別	金	額	交付金充当額	備	考
---	---	---	---	--------	---	---

交付対象経費									
その他									
合	計								

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

(4) 維持運営基金

① 基金名

② 基金造成事業費の内訳

(単位：円)

種	別	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費						
その他						
合	計					

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

(5) 一般事務費

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

～ 給付金事業助成費

(1) 原子力立地給付金助成費

(単位：円)

対象市町村名	原子力発電施設等名	区	分	金	額	備	考
		電灯需要家	電力需要計				

		事務費等 合計		
--	--	------------	--	--

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。  
 (2) 給付金加算等助成費

(単位：円)

対象市町村名	発電用施設等名	区分 電灯需要家 電力需要計	金額	備考
		事務費等 合計		

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。  
 (3) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

様式第2 (第17条関係)

年度電源立地地域対策交付金事業計画書

1. 交付限度額

条	対象市町村等名	発電用施設等の名称	交付限度額	備考	
				備	考
(単位：円)					

- (備考) (1) 条の欄には第5条から第15条までのいずれかを記載すること。  
 (2) 第5条から第15条までの交付金を2つ以上申請する場合は、それぞれの交付金の交付限度額について、欄を設けて記載すること。  
 (3) 交付限度額の算定の根拠を記載すること。(記載に代えて資料を添付することができる。)  
 (4) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

2. 交付金事業計画

1. 事業名 (措置名)  
 (事業費 補助金 出資金 貸付金 基金造成費)

事業名	事業の内容	事業主体	実施場所	開始・完了 予定年月日	事業費等	交付金	間接交付金	備考
(単位：円)								
施設の整備にあつてはご記載にすべし。								

- (備考) (1) 交付金事業の事業ごとに作成すること。

- (2) 交付金事業が補助金の交付、出資金の出資又は貸付金の貸付けである場合にあっては、当該補助の概要又は貸付金の概要を、基金造成である場合にあっては、当該基金による事業の概要を記入すること。  
 (3) 備考欄については、発電等の名称等を記入することができる。  
 (4) 該当すべき事項がないときは、記載を省略することができる。

添付資料

- ① 交付金事業の実施場所の付近見取図  
 ② 施設等の配置図、平面図等  
 ③ 事業費等の積算の根拠（設計積算書、見積、カタログ等）  
 ④ 施設等の運営に必要な理由、現状と問題点、期待される効果が確認できるもの  
 ⑤ 事業を行うにあつては、全体計画が確認できるための必要な資料（補助金交付要綱、基金条例等）  
 ⑥ 基金の他、交付金の実施するは、事業の内容等を確認するために必要な資料  
 ⑦ その他、事業の大きさは、日本産業界規格に定めるA4とし、横位置とすること。  
 ⑧ 間接（1）用紙の大きさは、日本産業界規格に定めるA4とし、横位置とすること。  
 （注）（2）については、イロ 様式第8を用いて作成すること。実施している場合は、当該事業に係る直近の事業評価

イロ 事業名（措置名）  
 ロ 事業名（措置名）  
 （原子力立地給付金助成費）

（単位：円）

対象市町村名	原子力発電施設等名	項目		計画額	備考
		電灯需要家数	電力需要家数		
		金額	金額		
		契約件数	契約電力をキロワット		
			を単位として表した数		

		金額 合計金額	
		事務費等 計	
合計			

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
(2) 対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。  
ハ 事業名 (措置名)  
(給付金加算等助成費)

(単位：円)

対象市町村名	発電用施設等名	項目		計画額	備考
		電灯需要家 数	金額 合計金額 契約件数 をキロワット 契を単位として表した数		
		電力需要家 数 <td>金額 合計金額 契約件数 をキロワット 契を単位として表した数</td> <td></td> <td></td>	金額 合計金額 契約件数 をキロワット 契を単位として表した数		
合計			事務費等 計		

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
(2) 対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。

様式第3 (第19条関係)

年度電源立地地域対策交付金事業の変更承認申請書

年 月 日

殿

住所  
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印 別

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった 年度電源立地地域対策交付金事業について、  
紙のとおりに変更したいので、電源立地地域対策交付金交付規則第19条第3号の規定により承認されるよう  
申請します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。  
別紙

電源立地地域対策交付金交付事業 (変更)

- 1 . 交付金事業名 (変更前)
- 2 . 交付金事業の事業主体 (変更後)
- 3 . 交付金事業に要する経費 (明細は別表のとおり) (変更前)
- 4 . 交付対象経費 (変更後)

- 5 . 交付を受けようとする額 ( 文部科学省  
経済産業省 } として) (変更前)
- 6 . 交付金事業の開始及び完了 } 予定日 (変更前)
- 7 . 変更を必要とする理由 (変更後)

- (備考) (1) 仕入控除税額を減額して申請する場合、次の算式を明記すること。  
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」  
(2) 金額の変更がある場合は、変更後の金額について算出根拠等の変更後の金額が適正であることとを証する資料を添付すること。  
(3) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別表

I. 総括表

(変更前)

(単位：円)

		収	入	支	出
イ	自己資金			交付金事業に要する経費 (うち交付対象経費)	
ロ	起債又は借入金 他の国庫補助金				
ハ	他の				
ニ	その他				
ホ	交付金				
	合 計			合 計	

(変更後)

(単位：円)

		収	入	支	出
イ	自己資金			交付金事業に要する経費 (うち交付対象経費)	
ロ	起債又は借入金 他の国庫補助金				
ハ	他の				
ニ	その他				
ホ	交付金				
	合 計			合 計	

(備考)

- (1) 基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ その他」に記載すること。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

II. 個表

1. 事業名 (措置名)

(変更前)

(単位：円)

		収	入	支	出
イ	自己資金			イ 事業費 (1) 工事費 (2) 用地費及び補償費	
ロ	起債又は借入金				



		他の国庫補助金					
		その他					
		交付金					
		ハニホ					
				(3)	調査費		
				(4)	調査費		
				(5)	調査費、広報費及び研修費		
				(6)	維持費		
				(7)	事業費		
				(8)	事業費		
				(9)	事業費		
				口	補助金		
				(1)	補助金		
				(2)	補助金		
				ハ	資金		
				(1)	資金		
				(2)	資金		
				ニ	貸付金		
				(1)	貸付金		
				(2)	貸付金		
				ホ	基金		
				(1)	基金		
				(2)	基金		
				(3)	基金		
				(4)	基金		
				(5)	基金		
				ハ	給付金		
				(1)	給付金		
				(2)	給付金		
				(3)	給付金		
				合	合		
				計	計		
				(変更後)			(単位：円)
				合	計		
				収	入		
				イ	自己資金		
				イ	事業費		
				支	出		



- (2) 基金処分額、給付金、その他収入は「ニ その他」に記載すること。  
 (3) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (4) 該当すべき費目がなときは、記載を省略することができる。

III. 支出内訳等

1. 事業名 (措置名)

イ 事業費

(1) 工事費

(変更前)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(単位：円)

(変更後)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(単位：円)

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がなときは、記載を省略することができる。

(2) 用地費及び補償費

(変更前)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(単位：円)

(変更後)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						

(単位：円)

その他										
合 計										

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (3) 調査設計費

(変更前)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(単位：円)

(変更後)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(単位：円)

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (4) 設備費

(変更前)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(単位：円)

(変更後)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(単位：円)

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (5) 調査費、広報費及び研修費

(変更前) (単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(変更後) (単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (6) 維持運営費

(変更前) (単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(変更後) (単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (7) 事業運営費

(変更前) (単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後) (単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (8) 附帯雑費

(変更前) (単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後) (単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (9) 一般事務費

(変更前)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

(単位：円)

(変更後)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

(単位：円)

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金

についてその内訳を明記すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ロ 補助金

(1) 補助金

補助対象先名

(変更前)

(変更後)

(変更前)

種	別	仕	様	数	量	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費										
その他										
合	計									

(単位：円)

(変更後)

種	別	仕	様	数	量	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費										
その他										
合	計									

(単位：円)

(備考)

(1) 今の費目に準じて記入のこと。

(2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

- (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (2) 一般事務費

種 別		仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費							
その他							
合 計							

(単位：円)

種 別		仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費							
その他							
合 計							

(単位：円)

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

- ハ 出資金  
 (1) 出資金  
 出資対象先名

(変更前)  
 (変更後)

種 別		金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費				
その他				
合 計				

(単位：円)

種 別		金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費				
その他				
合 計				

(単位：円)

(備考) (1) 出資対象先の概要(定款・組織・事業内容等)が確認できる資料を添付すること。



- (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
- (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。
- (2) 一般事務費

(変更前)

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(変更後)

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
- (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

二 貸付金

- (1) 貸付金  
貸付対象先名

(変更前)  
(変更後)

(変更前)

(単位：円)

種別	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費			
その他			
合計			

(変更後)

(単位：円)

種別	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費			
その他			

合計

- (備考) (1) 今の費目に準じて記入のこと。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (2) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

(変更後) (単位：円)

種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

- ホ 基金造成費  
 (1) 事業運営基金  
 基金名

(単位：円)

種別	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費			
その他			
合計			

(変更後) (単位：円)

種別	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費			

その他					
合 計					
(備考)	(1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。				
	(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。				
	(2) 施設整備基金 基金名				

(変更前) (単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(変更後) (単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
(3) 維持補修基金  
基金名

(変更前) (単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(変更後) (単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			

その他									
合 計									
(備考)	(1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。								
	(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。								
	(4) 維持運営基金 基金名								

(変更前) (単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(変更後) (単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
(5) 一般事務費

(変更前) (単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後) (単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						

合 計				
(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。 ～ 給付金事業助成費 (1) 原子力立地給付金助成費				
(変更前)				
対象市町村名	原子力発電施設等名	区	分	金 額
		家庭電灯需要電		
		計		
		事務費等		
		計		
(単位：円)				

(変更後)				
対象市町村名	原子力発電施設等名	区	分	金 額
		家庭電灯需要電		
		計		
		事務費等		
		計		
(単位：円)				

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じて欄を設けること。  
 (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (2) 給付金加算等助成費

(変更前)				
対象市町村名	発電用施設等名	区	分	金 額
		家庭電灯需要電		
		計		
(単位：円)				



様式第 4 (第 19 条関係)

年度電源立地地域対策交付金事業の遅延等報告書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

号をもって交付決定のあった上記事業の遅延等の状況について、電源立地地域対策交付金交付規則第 19 条第 5 号の規定により別紙のとおり報告します。

年月日付け第 19 条

別紙 1

- 1 . 交付金事業の事業主体
- 2 . 交付金事業の事業実施期間
- 3 . 交付金事業の実施期間

(変更前)  
(変更後)

- 4 . 遅延等の理由
- 5 . 交付金事業の交付状況 (別紙 2)
- 6 . 工程表 (変更前と変更後の工程の差異が判断できるように、色・線種等で区別して記載すること)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とし、横位置とすること。

別紙 2 交付金事業の交付状況

費目	交付金事業に要する経費 (円)		交付対象事業費 (円)		交付金の額 (円)					
	本年度 予定額	翌年度 繰り越 予定額	計	本年度 予定額	翌年度 繰り越 予定額	計	本年度 受領額	本年度 受予定額	翌年度 繰り越 予定額	計
計										

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とし、横位置とすること。

様式第 5 (第 20 条関係)

年度電源立地地域対策交付金交付申請取下届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金の交付の申請  
を、別紙の理由により取り下げたいので、電源立地地域対策交付金交付規則第 20 条第 2 項の規定により届  
別紙

- 1 . 交付金事業名
  - 2 . 交付金事業の事業主体
  - 3 . 交付金事業の交付の申請を取り下げる理由
- (注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とし、横位置とすること。



様式第 6 (第 2 1 条関係)

年度電源立地地域対策交付金事業実施状況報告書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金事業に関し、  
電源立地地域対策交付金交付規則第 2 1 条の規定により別紙のとおり報告します。  
別紙

(単位：円)

措置名	交付金事業名	交付金事業に要する経費 ①	支払済額 ②	支払見込額 ①－②	摘 要

(注)

- (1) 摘要の欄には、実施した具体的事業内容や工事進捗率等を記載すること。
- (2) 二つ以上の事業がある場合は、必要に応じて欄を設けること。
- (3) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
- (4) 交付金事業に要する経費に変更があった場合は、変更後の金額を記載すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

様式第7 (第22条関係)

年度電源立地地域対策交付金事業実績報告書

年 月 日

殿

住所  
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の 月 年 日をもって完了 (終了、廃止) しましたので } 電源立地地域対策交付金交付規則第22条第1項の規定により別紙のとおり報告します。

I 交付金事業の実施状況

1. 交付金事業の内容及びその内容
2. 交付金事業の開始及び完了月日
3. 交付金事業収支状況 (明細は別紙のとおり)
4. 添付書類

①補助金交付要綱、基金条例等の事業の概要が確認できる資料 (申請書に添付している場合は除く。)

②交付金事業の内容等を確認するために必要な資料  
(備考) 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。  
「交付金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 交付金額」

II 総括表

(単位：円)

	収	入	支	出
イ 自己資金			交付金事業に要する経費 (うち交付対象経費)	
ロ 起債又は借入金				
ハ 他の国庫補助金				

ニ その他								
ホ 交付金								
合計								

(備考) (1) 基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ その他」に記載すること。  
(2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

III 個表  
1～n. 事業名 (措置名)

(単位：円)

費 目	交付決定		実績		差 額	
	交付金に なる 交事業 要経 費	交付 対象 経 費	交付金に なる 交事業 要経 費	交付 対象 経 費	交付 対象 経 費	交付 金 額
イ 事業費						
(1) 工事費						
(2) 用地費及び補償費						
(3) 調査設計費						
(4) 設備費						
(5) 調査費、広報費及び 研修費						
(6) 維持運営費						
(7) 事業運営費						
(8) 附帯雑費						
(9) 一般事務費						
ロ 補助金						
支 補助金						

出	(2) 一般事務費																		
ハ	出資金																		
	(1) 出資金																		
	(2) 一般事務費																		
ニ	貸付金																		
	(1) 貸付金																		
	(2) 一般事務費																		
ホ	基金																		
	(1) 事業運営費																		
	(2) 施設整備基金																		
	(3) 維持補修基金																		
	(4) 維持運営基金																		
	(5) 一般事務費																		
〜	給付金																		
	(1) 原子力立地給付金助成費																		
	(2) 給付金加算等助成費																		
	(3) 給付金事務費																		
	小計																		
	その他の計																		
	合計																		
収入	自己資金																		
	起債又は借入金																		
	他の国庫補助金																		
	その他																		
	小計																		
ホ	交付金																		
	合計																		

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。  
(2) 基金処分量、給付金、その他の収入は「ニ その他」に記載すること。

- (3) 変更交付決定を受けた場合は、交付決定欄の各項目に、変更交付決定された際の該当する金額を記載すること。
- (4) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
- (5) 該当すべき費目がなければ、記載を省略することができる。

#### IV 経費別内訳書

##### 1. 事業名費 (措置名)

- イ 事業費  
 (1) 工事費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額				
計							計				

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
- (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額				
計							計				

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
- (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。
- (3) 調査設計費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払 年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額				
計											

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
(4) 設備費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払 年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額				
計											

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
(5) 調査費、広報費及び研修費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払 年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額				
計											

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
(6) 維持運営費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払 年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額				
計											

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (7) 事業運営費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払 年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額				
計											

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (8) 附帯雑費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払 年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額				
計											

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (9) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額				
計											

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 ロ 補助金  
 (1) 補助金

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額				
計											

(備考) (1) 補助対象事業についてイの費目に準じて記入のこと。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (2) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月 日	実 績		完了年 月 日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額				
計											

(備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。



ハ 出資金  
(1) 出資金

(単位：円)

種別	別	決算額	交付金充当額	出資年月日	備考
出資金額					

- (備考) (1) 出資対象先の概要(定款・組織・事業内容等)が確認できる資料を添付すること。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (2) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実績		完了年月日	支払年月日(予定日)	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額				
計							計				

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 ニ 貸付金  
 (1) 貸付金

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実績		完了年月日	支払年月日(予定日)	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額				
計							計				

- (備考) (1) 貸付対象事業についてイの費目に準じて記入のこと。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

- (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (2) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実績		完了年月日	支払年月日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額				
計							計				

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 ホ 基金造成費  
 (1) 事業運営基金  
 基金名

(単位：円)

種 別	決 算 額	交付金充当額	基金造成年月日	備 考
交付対象経費				
その他				
計				

- (備考) (1) 基金ごとに記入すること。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (2) 施設整備基金  
 基金名

(単位：円)

種 別	決 算 額	交付金充当額	基金造成年月日	備 考
交付対象経費				
その他				
計				

- (備考) (1) 基金ごとに記入すること。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (3) 維持補修基金  
 基金名

(単位：円)

種 別	決 算 額	交付金充当額	基金造成年月日	備 考
交付対象経費				
その他				
計				

- (備考) (1) 基金ごとに記入すること。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (4) 維持運営基金  
 基金名

(単位：円)

種 別	決 算 額	交付金充当額	基金造成年月日	備 考
交付対象経費				
その他				
計				

- (備考) (1) 基金ごとに記入すること。  
 (2) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。  
 (5) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年	実 績		完 了 年 月	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
						支 払	支 払				
							計				





財産の名称	仕様	数量	単価	金額	年月日	年月日	(予定) 年月日	充当額	設置場所	年数	
計											

(備考) (1) 耐用年数の欄には交付規則第28条第2項の主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を記載すること。  
(2) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。  
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第 8 (第 2 2 条関係)

年度電源立地地域対策交付金事業評価報告書

年 月 日

殿

住所  
氏名 (名称及び代表者の氏名)



年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について電源立地地域対策交付金交付規則第 2 2 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告します。

(注) (1) 別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。  
(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表 ( 年度)

(単位：円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業 に要した経 費	交付金充 当額	備 考

(備考) 事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表 ( 年度)

番号	措置名	交付金事業の名称
	事業者名又は間接交付金事業者名	
	交付金事業実施場所	
	交付金事業の概要	
	交付金事業に係る都道府県又は市町村の主要政策・施策	





- (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
- (4) 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
- (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由又は記載すること。政策・
- (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に係る都道府県の定量的評価が困難な場合は、施策その目標を踏まえた定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合は、成果目標及び評価を記載すること。定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
- (7) 評価年度及び評価の設定期限の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
- (8) 評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
- (9) おお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合は、当該機関等による評価の成果及び評価の欄は、併せて報告を行うこと。
- (10) 係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成等を記載すること。
- (11) 交付金は、事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じて欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない評価

ない。

様式第 9 (第 24 条関係)

年度電源立地地域対策交付金支払請求書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金の精算払 (第  
 回概算払) を受けたので、電源立地地域対策交付金交付規則第 24 条第 2 項の規定により別紙のとおり  
 請求します。

1. 交付金事業名
2. 金 円也
3. その請求額の内訳
4. 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)  
 (精算払の場合)

交付決定額	確 定 額 ①	概算払受領額 ②	差引請求額	
			① -	②

(単位：円)

(備考) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を請求する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (概算払の場合)

(単位：円)

費 目	交付金事業に要する経費		交付金の額	
	交付金事業に要する経費	支出見込額	交付金額	受領見込額
1 ～ n 事業名 (措置名)				
イ 事業費				
(1) 工事費				

(2)	用地費及び補償費							
(3)	調査費							
(4)	設備費							
(5)	調査費、広報費及び 研修費							
(6)	維持運營業務費							
(7)	事業運營業務費							
(8)	事業附帯事務費							
(9)	補助金							
ロ	補助金							
(1)	補助金							
(2)	補助金							
ハ	資金							
(1)	資金							
(2)	資金							
ニ	貸付金							
(1)	貸付金							
(2)	貸付金							
ホ	基金							
(1)	基金							
(2)	基金							
(3)	基金							
(4)	基金							
(5)	基金							
〜	給付金							
(1)	給付金							
(2)	給付金							
(3)	給付金							
その他	給付金							

合

計

- (備考) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を請求する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。記載を省略することができる。
- (2) 該当すべき費目がなかった場合は、交付金事業に要する経費の欄及び交付金額の欄に、変更交付決定された際に該当する金額を記載すること。
- (3) 付決定された際は、日本産業界規格に定めるA4とし、横位置とすること。
- (注) 用紙の大きさは、日本産業界規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第 1 0 (第 2 6 条関係)

年度電源立地地域対策交付金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)



号をもって交付金の額の確定通知のありました上記交付金について、電源立

年 月 日付け第 号をもつて交付金の額の確定通知のありました上記交付金について、電源立  
地地域対策交付金交付規則第 2 6 条第 1 項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

1. 交付金事業名 円
  2. 交付金額 (交付規則第 2 3 条第 1 項による額の確定額) 円
  3. 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る 円
  4. 仕入控除税額 円
  5. 消費税額及び地方消費税の確定に伴う交付金に係る 円
  - 消費税込及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
  - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
  - 交付金返還相当額 (4. - 3.) 円
- (注) (1) 別紙として積算の内訳を添付すること。  
(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

様式第 1 1 (第 2 8 条関係)

年度電源立地地域対策交付金事業財産処分承認申請書

年 月 日

殿

住所  
氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

年 月 日付け第 号をもって交付金の額の確定通知を受けた電源立地地域対策交付金事業に  
 する財産の処分の承認を受けたので、電源立地地域対策交付金交付規則第 2 8 条の規定により別紙の  
 別紙

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕	様	処分の方法	処分の時期	処分の理由
(注) (1) 処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供等の別を記載し、使用の場 合はその用途も記載すること。 (2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。					

(相手方がある場合)

2. 相手方

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 使用の目的
- ④ 使用の場所
- ⑤ 使用の条件
- ⑥ その他特記すべき事項

様式第 1 2 (第 3 0 条関係)

年度電源立地地域対策交付金調書

(単位：円)

国	交付金事業者	入		出					備考		
		歳	入	歳	出	繰	越	額			
歳出 科目	交付 額の	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	う ち 相当額	う ち 相当額	翌年度 繰越額	う ち 相当額	

(注) (1) 文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を受けている場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。  
 (2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。